



令和3年 (2021年) 5月12日(水)

No. 15409 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

- ☆医薬品と特許法の交錯(上) (1)
- ☆フラッシュ(特許庁人事異動) (8)

医薬品と特許法の交錯(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所
弁護士・獣医師 永島 太郎

第1. はじめに

本稿は、2つの法制度の整合に関するものである。医薬品ビジネスにおいて、先発医薬品¹については、そのビジネスの特性上、少なくとも一定期間、独占して製造販売できることが必要となる。この独占は、主に、特許により担保されるが、特許と医薬品は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下「医薬品医療機

器等法」という。)が定める「処分」(特許法67条4項)を介して交錯する。この交錯の場面は、特許権の存続期間の延長登録出願の制度(以下「延長登録制度」という。)という形で具現化する。

以下では、最初に、医薬品ビジネスの特徴から、先発医薬品につき製造販売の独占を認める必要性について説明する。次に、延長登録制度に関する特許法の規定を確認した上で、関連する医薬品医療機器



特許業務法人 三枝国際特許事務所

代表社員 弁理士 林 雅仁* 社員相談役 弁理士 三枝 英二*
社員副所長 弁理士 齋藤 健治。 社員副所長 弁理士 中野 睦子*
社員副所長 弁理士 岩井 智子。 社員副所長 弁理士 菱田 高弘*

化学・バイオ部

藤田 雅史。 難波 泰明 松野 陽介
森嶋 正樹 河合 永文* 西橋 毅
淀谷 幸平* 八木 祥次 安藤 有貴
北野 善基* 柴垣 善行 洗 理恵*
東野 匡容* 岩澤 朋之*
兼本 伸昭* 野村 千澄
池上 美穂* 内藤 勝志

機械・電気部

鈴木 由充
新田 研太
木村 豊
寛 鶴
植田 慎吾
奥山 美保*

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシル
TEL : 06-6203-0941 (代) FAX : 06-6222-1068 e-mail : mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL : 03-5511-2855 FAX : 03-5511-2857 e-mail : tokyo@saegusa-pat.co.jp

SAEGUSA & PARTNERS

◆弁理士募集中
(化学・バイオ部門)◆

詳細は下記HPよりご覧下さい



◎東京オフィス
*特定侵害訴訟代理可能 <https://www.saegusa-pat.co.jp>